

■オーストラリア：豪州首都特別区、再エネ固定価格買取制度を導入へ

オーストラリアの首都特別区（ACT）のコーベル・エネルギー相は2009年2月10日、ACTが進めている再生可能エネルギーの固定価格買取制度を定める法律である **Electricity Feed-in (Renewable Energy Premium) Act** の詳細を明らかにした。同法は、現時点では太陽光発電及び風力発電を対象にしている。今回発表となった内容は、設備容量が30kW以下のものを対象にしているが、制度開始を2009年3月としたうえで、買取価格は、当初は1kWhあたり税抜で、設備容量10kWまで、10kWから30kWまでの二つの区分で、それぞれ50.05豪セント（約30円）、40.04豪セント（約24円）とするが、毎年見直すとしている。また、買取方法は発電端電力量（日本での余剰買取ではない）、買取期間は20年間（買取価格は当該設備の買取を開始した時点で固定）としている。なお、買取価格は平均的な発電費用の3~4倍にあたり、その費用負担は、ACTの全ての需要家が広く浅く負担する制度となっている。なお、設備容量が30kWを超えるものに関する詳細は2009年6月に発表し、同年7月からの制度開始を目指すとしているが、これについては、ACTの電気料金への影響及び設備容量毎の買取価格を適切に設定すること、対象とする設備容量の上限を設定することを検証する必要があるとしている。また、買取の対象とする再生可能エネルギーの発電方式については、太陽光及び風力発電以外にも順次広げていくとしている。